

環境文明社会づくり あれこれ(49)

源流(49)

今から半世紀以上も前の日本の激甚公害に、国を挙げて取り組み成功した要因を、前回①～⑦まで挙げたが、その各々について私の経験から、要点のみごく簡単に説明する。

①については、戦争の厳しい痛手からようやく脱し、人口の増加・都市化とともに経済の近代化や高度成長が始まった矢先に、京浜、阪神などの大都市での空を覆うスモッグや河川等の水質汚濁、さらに四日市、千葉・市原、水島、鹿島などの地方新興工業都市で初めて経験するコンビナート公害。加えてハイスピードの移動を誇る東海道新幹線、高速自動車道路、大型飛行場などの出現による各種交通公害の激しさに、周辺住民は驚き、怒り、団結し、役所や工場・事業場などに多数で押しかけ、職員や社員と激しくもみ合う姿が、日本の各所で見られた。当時は労働組合の若年層も多く、エネルギーに満ちて激しいもので、新設の環境庁にもたびたび押しかけた。静岡県の田子の浦がヘドロを含む製紙工場排液で埋まった際には、100艘近い漁船が「海上デモ」を繰り

広げ、強い抗議の意思を行動で示した。

今日の気候や生物界の危機においては、水俣病や四日市ぜんそくのように容易に怒りをぶつけられる“悪役”が身近にいるわけではない。強いて探せば、80億人の人間（もちろん程度には大きな差があるが）による経済活動全般になってしまう。しかし、高温、大雨、洪水、山火事などによる死傷者や家屋、山林等の損害はすでに甚大であるにもかかわらず、被害者の多くは、「これは天災だからしょうがない」と思っているのか、行政や企業団体等に対するまとまった怒りや抗議行動は、今のところ日本では見当たらない。「デモひとつだに無きぞ悲しき」状態が30年近く続いている。

②公害被害に対する怒りの矛先は、通常、まず市役所に向かう。当時は、主として市の衛生課あたりが対応するが、被害住民たちの怒りを鎮めることは不可能。そこで市は、被害調査を実施し、公害防止条例をつくり、審議会を立ち上げ、さらに上級官庁である県や中央省庁（当時は厚生、農林水産、通産、運輸など）への陳情に向かうのが当時

加藤 三郎

の常道。しかしここでも全くラチがあかない。そこで市長や知事の主導の下、独自対策を始める。私が若い時に経験した四日市市が典型的な先進例である。まず市長が、そして知事が最前線に立ち、住民からの強い圧力の下で、次々と新施策を打ち出し始める。この辺のことは、四日市市政史の諸資料や、三重大学の朴恵淑教授の四日市公害に関する一連の著書に詳しいが、私が直接見聞きした主なものだけ挙げても、公害患者の医療費の無料化（'65年）、テレメーター方式による大気汚染常時監視（'66年）、公害患者のコンビナート企業に対する公害訴訟（'67年）、市がコンビナート企業と公害防止協定締結（'69年）、三重県が条例により大気、水質についての「上乘せ(国の基準より強い)」規制（'72年）、そして津地裁四日市支部による極めて画期的な四日市公害損害賠償請求に対する判決（'72年）などである。これらの先行施策は、公害に苦しむ他の自治体だけでなく、国の公害行政の強化を強く促すものになった。

